

# 新春TMB 資産家セミナー

～ 平成26年度税制改正どうなる？今後の日本の税制 ～

税理士法人 トータルマネジメントブレイン

有限会社 トータルマネジメントブレイン

寒冷の頃、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、12月12日に平成26年度税制改正大綱が発表されました。税制改正大綱と幅広い情報網を駆使し、いち早く皆様に情報をお届けし、将来の賢い対策を考える上でお役に立てるよう、新春セミナーを来る平成26年1月18日(土曜日)に下記の要領にて開催させていただきますので、万障お繰り合わせの上ご参加下さいませ。

日時：平成26年1月18日(土) 13:30～16:40

受付開始 13:00

参加費無料

場所：ハートンホール毎日新聞ビルB1 サフラン

定員 100名

## 第1部 「平成26年度税制改正大綱を読み解く」

13:30～14:05(35分) 講師 税理士 今仲 清 先生

14:15～14:50(35分) 講師 弊社代表 坪多 晶子

## 第2部 ディスカッショントーキング

「どうなる？今後の税制！ どうする？これからの資産家！！」

15:05～16:40(95分) 税理士 今仲 清 先生 VS 弊社代表 坪多 晶子

※上記スケジュールは一部に変更となる場合がございます

## ～ 内 容 ～

税制改正の徹底研究で著名な今仲先生に税制改正大綱を鋭く読み解いて頂きます。

- ①譲渡税の取得費加算制度は縮減？
- ②贈与税の非課税財産が明確化？
- ③医業承継に係る納税猶予制度の創設？
- ④ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算が終了？
- ⑤給与所得控除は見直し？
- ⑥少人数私募債社債利子の分離課税制度が終了？
- ⑦消費税簡易課税のみなし仕入れ率が縮減？
- ⑧耐震改修促進税制が新設？
- ⑨復興法人税制は前倒しで終了？
- ⑩法人税欠損金繰り戻し還付は延長？
- ⑪税務調査事前通知制度の整備？
- ⑫産業競争力強化法に伴う税制措置はどうなる？

安倍内閣が発足してから約1年。増税と成長の両立が課題とされる中、これからの税制は一体どうなるのか！？消費税の増税が決定し、高額所得者、資産家への課税がいよいよ明確になってきました。その様な中、税制改正大綱についての様々な疑問点を弊社代表坪多が鋭く切り込み、税制改正において造詣の深さでは日本で有数の今仲税理士の卓抜した見識を引き出します。この機会を逃さず、是非御参加下さいませ。

## ～ 講師 紹介 ～



弊社代表  
税理士 坪多晶子

神戸商科大学卒業。  
1990年坪多税理士事務所設立。  
1990年 有限会社 トータルマネジメントブレイン設立、代表取締役に就任。  
2012年 税理士法人 トータルマネジメントブレイン設立、代表社員に就任。  
上場会社の非常勤監査役やNPO法人の理事及び監事等を歴任後、上場会社や中小企業の資本政策、資産家や企業オーナーの資産承継や事業承継、さらに税務や相続対策などのゼネラルコンサルタントとして活躍する傍ら、全国で講演活動を行い、マスコミにも出演。各種税務に関する人気書籍も多数執筆。



ゲストスピーカー  
税理士 今仲清先生

不動産有効活用・相続対策の実践活動を指揮しつつ、セミナー講師として年間100回にもものぼる講演を行っている。財団法人区画整理促進機構・派遣専門家NPO法人近畿定期借地借家権推進機構・理事等を務める。

お問合せ先：税理士法人トータルマネジメントブレイン・有限会社 トータルマネジメントブレイン

TEL:06-6361-8301(代)

FAX:06-6361-8302

受付：笹川・小西

# 新春TMBセミナー 1/18開催分 セミナー参加申込書兼受付票

申込先FAX 06-6361-8302

申込締め切り:平成26年1月10日(金)

\*申し込み多数の場合は、先着順にて定員になり次第締め切らせていただきます。 お問合先TE06-6361-8301(担当:笹川・小西)



- 交通手段
- 地下鉄御堂筋「梅田駅」より徒歩11分
- JR「大阪駅」 桜橋出口から徒歩8分

～会場へのお問い合わせ～

〒530-0001  
 大阪市北区梅田3-4-5毎日新聞B1  
 代表(06-6342-1131)

フリガナ		フリガナ	
御芳名		御同行者	
御住所			
電話番号		FAX番号	
ご紹介者			

※ご紹介者がいらっしゃる場合は、ご紹介いただいた方をご記入下さい。

※大変お手数ではございますが、当日はこの申込書兼受付票をお持ち下さい。